

# レンタサイクル定期利用について

レンタサイクル定期車は最大 30 台です。

新規定期申し込みは先着順に受付けします。(現利用者の継続利用は優遇措置がありません。)

定期は月単位での利用となります。

新規定期の発売開始日は、1 カ月定期は毎月前月の 26 日、3 カ月定期は 12 月・3 月・6 月・9 月の 26 日です。

現利用者の継続利用の優遇措置とは、定期満了月の 15 日から 25 日までに継続申し込みをして、支払いを済ませると、現利用のレンタサイクルを継続利用できます。

なお、26 日以降は新規申し込み者の扱いとなります。

現利用者は必ず定期満了月末に鍵を返却してください。

継続申し込みもなく、定期満了月末までに鍵の返却がない場合は、翌月 1 日から無断使用となり鍵返却までの間、一時貸出料金を徴収します。また鍵返却が 6 日以降となる場合は、加えて 6 日から完全利用停止とし、保証金の返還はいたしません。

鍵返却があり、翌月から利用しない方の保証金の返還については、30 日以内に管理入室まで受け取りに来てください。それ以降は返還いたしません。

定期の途中解約は、1 カ月定期は受付けません。3 カ月定期は開始月の 25 日までに解約申し出した場合は料金 5500 円、2 カ月目の 25 日までに解約申し出した場合は料金 2500 円を返還します。2 カ月目の 26 日以降は受付いたしません。

いずれの手続きも、午前 6 時から午後 8 時です。

上記運用は、令和 7 年 4 月 1 日から適用します。

令和 7 年 3 月 10 日

栗東都市整備株式会社